

建設経済常任委員会

改正後、有利となった

農業者年金に加入を

町一般会計補正予算（第七号）の関係分

問 農業者年金の加入状況は。

答 農業者年金は、平成十四年一月から、現行制度に移行した。現行制度では、保険料は積み立て方式となり、さらに保険料も月額2万円を基本に自由に設定できることや、一定条件を満たせば家族加入もできる点、さらに認定農業者に対する保険料助成などもあり、農業者にとって有利な制度に変わったものの、制度切り替え時における特例脱退一時金受給措置があったことから、大半の加入者が解約をし、現時点の加入者は三十二人と

なっている。

問 家畜排せつ物処理施設整備事業で、今回の補正分で整備済みとなるのか。また、この堆肥舎の補助対象となる頭数基準はいくらか。

答 当初予算で十八棟分の九〇万円を計上し、今回が八棟分四〇〇万円、計二六棟で、三〇〇万円の予算となった。補助対象基準は、牛が一〇頭、豚が一〇〇頭、鶏が二千羽以上となっている。この町単事業のほか、国のリース事業で整備する農家が三戸、それとバイオマス事業施設を利用する農家が数戸あり、それらを除くと、一〇頭以上の飼養農家全体では、ほぼ整備

済みと思われる。

平成十六年十一月から、「家畜排せつ物法」が施行され、野積み等をした場合、法に抵触することから、処理施設未整備の対象農家に対しては、自分のところで一定期間置いてから、ほ場のほうに運ぶなどの手立てをとるよう指導を行っている。



整備が進められる堆肥舎

問 家畜排せつ物を田や畑に、どれくらいの間まで置いていいのか。

答 厳密に言えば、持ち込んだら、速やかに耕耘することが原則であり、具体的には規定はされていない。近くに人家があったり、周りの状況にもよるが、町としては、速やかに耕耘するよう指導を行っている。

問 東谷町営住宅建設で、事業の進め方は。

答 住宅の建設費は、一棟あたり二千万円程度で、四棟全部を町内業者に発注したいと考えている。建築の資格審査を受けた指名願いを出している業者が十八社ほどあり、それらの業者が対象としたい。